

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

時事新報

第二千四百四十三號
明治廿二年十月十五日(火曜日)
舊曆己丑九月廿一日(甲子)
入山午後五時四十分
入山午後九時二十分
印刷午後九時五十分
西曆一千八百八十九年

時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日も休刊せず其代價選
送料廣告料ハ左ノ如シ
一 枚二錢 ○一月前金五十錢 ○三月前金一圓五十錢 ○六月前金三
圓 ○一年前金六圓
○時事新報ヲ直接ニ郵便ニテ送付スルモノニ限リ右定價ノ外ニ
一月十五錢ノ送付料ヲ申付
時事新報廣告料前金

一行五錢	活字四角	一日限	二日以上	七日以上
一行二錢	付	十二錢	六日限	十錢五厘

時事新報

月曜日并大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り
時事新報配達の求めに應ず此場合は新報代價一箇月
前金八錢にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵
便印紙の代價を申受可し

日本商工業家諸氏と告ぐ(昨日の續)

英米二國商業と政治との關係は彼の佛獨等を始め歐洲
大陸の諸國と比して相異なるもの少ならず而して彼
の商法會議所の仕組の如き其一端として見る可きもの
にして今之を對比せんとするに當り爰に其記事の便利
を謀りて一方には獨逸を舉げ一方は英國を撰み之を
雙方の代表者として其異同を示さんと獨逸の商法會議
所は皇帝陛下の勅令に因り嚴格なる會議所條例を奉じ
て明文通りに組織するものなれども英國商法會議所は
商工各々の社會の爲めに斯る會議所の必要を感じ諸々
評議相談の上、その社會相應の規約を作りて商工同士
に組織したるものにして始めより官與政味を帯びず純
然たる民立の會議所なり左れば其會員の選舉の如きも
商工全體并之に關係する人々を網羅し例へば倫敦商
法會議所に就て申せば商業社會と名ある人々、或は商
社と代表する人々同業組合の代理員、此外エキスオフ
レシヨ會員と稱して倫敦府知事、府内出身の國會議員、
英、蘭銀行總裁、株式取引所頭取等何れも會員に列す
るの定めにして倫敦、マンチエスター、リヴァプール等
の商法會議所中には會員總數二三千人に達するものあり
りと云ふ然るに獨逸の條例によれば先づ商法會議所被撰
人の資格を定め各地商法會議所の區域を定め政府若く
は會議所にて右被撰人の目録を作り十日の間之を各區
域内に示して若干の會議所員を選舉せしめ國會議員の
選舉同様、政府の嚴命力行を煩はすの趣向なれば商法
會議所は商工業の物に非ずして政府直轄の一役所たる
の觀なきに非ず切て又英國風の會議所よては會員各々
持ち寄りて其會費を納するの都合にして商店の資格を
以て會員たるものは年々二ギニー(凡そ我が十四圓に
當る)一個人は一ギニーの金額を寄進する事なれども
獨逸にては各地商法會議所員選舉人の商賣營業税と比
例して商法會議所費を取り立るの制規にして此商法會
議所費が商賣營業税の十分一を超過せんとするときは
政府の認可を得ざる可らず且つ又商法會議所にては議
決案を政府に示し政府の認可を得るときは右の商法
會議所費を其地方の稅局に預け該計豫算の金額限り
入用毎之を引出す等の方法もあり又商法會議所にて
議決案を提出するを見る可し其他英國商法會議所の規

約と獨逸商法會議所の條例とを比較すれば毎條右等の
相違ありて一は獨立商人の結合、一は政府直轄の役場
たるを見る可しと雖も我輩は今擧げんとして其相違の
條目を數ふるを要せず開辦第一兩商法會議所の主意目
的を對比するを以て足れりとす即ち英國會議所の規約
を見れば我が商法會議所設立の目的は第一府内國內並
に我が殖民地の商業製造業並に大英國の外國貿易
を伸進する事、第二商業製造業に關する統計其他
の報告を提出する事、第三前條の利害に關する立法并
に其他の方案を推廣援助し若くは之に反抗する事、
第四商業製造業より起りたる争論の仲裁を謀る事、凡
そ此數箇條に在り云々とありて商工社會は毫も他の裁
制を仰がず自から其社會の便利を謀り政治官廳の立法
にても我れ不便を生ずるやうの者は遠慮なく之に
反抗して商工社會を政治家の權力を伸ぶるを許さず商
工各々の社會を重んじて其地位を維持するの趣
を見る可しと雖も獨逸商法會議所條例第一條は商
法會議所は其裁制の區域内に於て商工業の全利害を保
護推進し特に通關、建設及び實業報告の方法を以て商
工業獎勵上政府を保存するの目的を有す云々とありて
會費徵收員選舉一切萬事政府の手を煩はすが爲めに
政府は其條例まで作りて無遠慮にも商工社會を侵すの
みならず商法會議所を以て政府商務局の一部と見做
すの實あるもの、如し國の商工業に自治心なくして萬
事政府に依頼するの世の中には獨逸の商法會議所も
商家も幾んど遠くして面倒の少なきまけ無造作なれども
政治商工學問宗教夫れ々其社會を成して互に他と相
對し互に其地位の重きを争はんとするの國柄よては商
法會議所を商工業の共有物と爲し始めより政府の干渉
を受けずして純然たる獨立の體を成し以て商業社會の
機關と爲するものと肝要にして斯くてのみ商法會議所の
意思も純粹なる商工業が其社會の爲めに發表したる丹
誠として始めて價を増すとなれ今我が日本の商工業は
内よ自から顧みて果して如何の誠を爲すや商工社會を
政治界に隸して他界の人より其方向を左右せらるゝと
を好む可きや或は自から商工業を獨立せしめて我れ先
づ其社會の品位を高め其權力を養ふとを好まざる可き
や彼の商法會議所の如き我が商工業の一事頂たるに過
ぎざれども英に較せんか獨に較せんか其決心の如何に
因りて後來我が商工業の運命を卜す可きものなるが故
に我が商工業諸氏は日本商業社會の爲めに千考萬慮謹
んで取捨を決するの覺悟肝要ならんのみ(以下次號)

官報

明治廿二年
十月十三日
勅令第百十三號
内閣總理大臣伯耆田清隆

陸軍省告示第十七號
明治廿二年
十月十二日
内閣總理大臣伯耆田清隆

書記官 十八 奏任

○閣令第二十六號
文部大臣ノ認可ヲ經タル學則ニ依リ法律學政治學又ハ
理財學ヲ教授スル私立學校ノ卒業證書ヲ有スル者ハ普
通試驗ヲ要セス各官廳判任官見習ヲ命スルコトヲ得
明治廿二年
十月十二日
内閣總理大臣伯耆田清隆

陸軍省告示第十七號

明治二十三年陸軍各兵科現役士官候補生志願者學科試
驗格例

陸軍幼年學校生徒志願者學科試驗格例
陸軍幼年學校生徒志願者學科試驗及合格格例
陸軍幼年學校生徒志願者學科試驗及合格格例
陸軍幼年學校生徒志願者學科試驗及合格格例
陸軍幼年學校生徒志願者學科試驗及合格格例
陸軍幼年學校生徒志願者學科試驗及合格格例

陸軍幼年學校生徒志願者學科試驗及合格格例
陸軍幼年學校生徒志願者學科試驗及合格格例
陸軍幼年學校生徒志願者學科試驗及合格格例
陸軍幼年學校生徒志願者學科試驗及合格格例
陸軍幼年學校生徒志願者學科試驗及合格格例

身上ニ異動アリ
周出ツヘシ
死亡セシトキ
ス必ス其代
幼年學校生徒
式ニ示ス如
クヘキモノ
或ハ紛失シ
ヨリ完納セ
地ニ散クヘ
驗場ヲ開設
シ

第一師管
第二師管
第三師管
第四師管
第五師管
第六師管
第七師管
第八師管
第九師管
第十師管

陸軍幼年學校生徒志願者學科試驗及合格格例
陸軍幼年學校生徒志願者學科試驗及合格格例
陸軍幼年學校生徒志願者學科試驗及合格格例
陸軍幼年學校生徒志願者學科試驗及合格格例
陸軍幼年學校生徒志願者學科試驗及合格格例